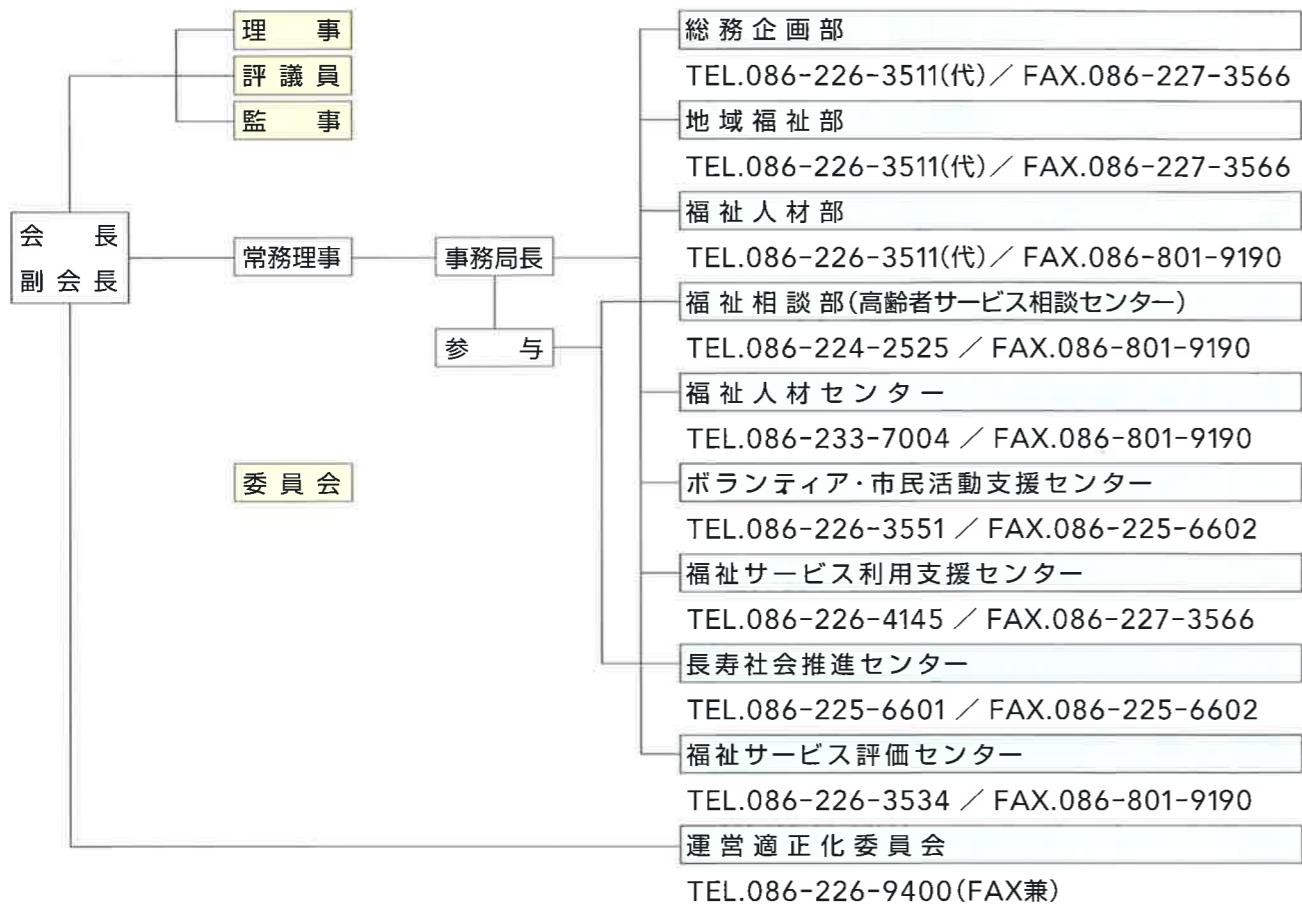


岡山県社協の組織・機構



岡山県社協に事務局を置く各種別協議会及び職能団体

社会福祉施設経営者協議会

福祉施設協議会

保育協議会

老人福祉施設協議会

児童養護施設協議会

保護施設協議会

社会就労センター協議会

デイサービスセンター協議会

在宅介護支援センター協議会

ホームヘルパー連絡協議会

市町村社協職員連絡協議会

民生委員児童委員協議会

介護福祉士会

介護保険関連団体協議会

介護支援専門員連絡協議会

おかやま2 ほっとプラン2

第3次岡山県社会福祉協議会活動強化計画

平成16年3月

発行:社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

岡山市石関町2-1 県総合福祉会館内
TEL:086-226-3511
FAX:086-227-3566
E-mail shakyo@fukushiokayama.or.jp
URL http://www.fukushiokayama.or.jp/

おかやま2 ほっとプラン2

第3次岡山県社会福祉協議会活動強化計画



「熱い心」で
「ほっと」できる
まちづくりを目指して



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

おかやまほっとプラン2の策定にあたって

計画策定の趣旨

社会福祉の動向と社会情勢の変化

社会福祉をめぐる環境の急速な動きと地域福祉推進の新時代の到来

少子高齢社会の進展とともに、わが国の福祉問題は、複雑・多様化してきています。それに対し、「社会福祉基礎構造改革」、「介護保険制度」、「社会福祉法」等が施行されるなど、社会福祉をめぐる情勢と制度的環境は、ここ数年、急速な勢いで変化しています。特に社会福祉法では「利用者の保護・支援のための仕組み」の構築や「地域福祉の推進」が規定されるなど、新しい福祉理念のもと、各分野において法的整備が着々と行われています。

利用者保護・支援の仕組みづくりの本格化

介護保険制度や障害福祉における支援費制度の導入等に見られるように、福祉サービスが措置から契約制度へ移行するなかで、地域福祉権利擁護事業や苦情解決事業、利用者主体の福祉サービスの実現に向けた痴呆性グループホームにおける外部評価の導入など利用者の選択と決定を支援するための取り組みが本格化してきています。

市町村合併と住民参画の推進

また、ここ最近においては、地方分権化とともに市町村合併の推進により、生活圏が拡大するなかで、住み慣れた家庭や地域で、その人らしく自立し、いきいきとした生活が送れる地域社会を実現するため、県民一人ひとりの主体的な参画による福祉のまちづくりに向けた小地域福祉活動の展開が不可欠となってきています。

岡山県社協をめぐる環境の変化

岡山県社協の組織改革の必要性と新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)へ向けて

岡山県においては、「新世紀おかやま夢づくりプラン」の策定・推進、またその効果・効率的な推進に向けた「第3次行財政改革大綱」制定など、県における行財政改革が進められるなか、岡山県社協としても、県行政の動きを踏まえ、費用対効果重視の事業評価システムの導入など組織改革へ向けた取り組みを進めいく必要があります。

また平成17年度に完成予定の「新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)」を拠点に地域福祉を総合的に推進するため、県社協としての使命や役割を明確にし、行政及び関係機関・団体との協働のもと、さらなる取り組みの強化をはかることが急務の課題となっています。

★こうした社会情勢の変化や直面する諸課題を踏まえ、平成16年度からの3年間において、重点的に取り組む事業を示すものとして、おかやまほっとプラン2(第3次岡山県社協活動強化計画)を策定しました。

※推進期間(3カ年計画) 平成16年4月1日から平成18年3月31日

地域福祉の推進

県民及び幅広い関係機関・団体との協働

社会福祉法人施設

県民参画及び県民主体を基本とした 福祉コミュニティづくり

"熱い心"で"ほっと"できる
「県民主体及び県民参画による福祉コミュニティの実現」
に向け取り組みます。

民間の福祉
サービス事業者

市町村社協

Content (目次)

おかやまほっとプラン2の策定にあたって

P.2

計画策定の趣旨

- ・社会福祉の動向と社会情勢の変化
- ・岡山県社協をめぐる環境の変化

岡山県社協活動の基本理念と基本方針

P.3

基本方針・重点目標・推進項目

①福祉のまちづくりに向けた多様な県民参画の推進

P.5

②福祉サービス利用者のエンパワメントを活かせる環境づくり

P.7

③社会福祉事業経営に関する指導及び助言・支援体制の強化

P.9

④福祉を支える人材の確保と資質向上

P.11

⑤地域福祉推進のための基盤・体制整備

P.13



岡山県社協活動の基本理念と基本方針

ほっとプラン2の計画構成

基本理念

県民参画及び県民主体を基本とした福祉コミュニティづくり

岡山県社協は、県民の方や市町村社協、ボランティア・NPO法人、社会福祉施設など多様な関係機関・団体との協働のもと、県民誰もが人として、尊厳を持って、住み慣れた家庭や地域において、その人らしい自立した生活を“共に”、“豊かに”送れる地域社会の実現を目指します



基本方針

目指すべき地域社会の実現に向けた岡山県社協活動の5つの基本方針

- 基本理念を実現するための中長期的な活動方針を定めました

I

福祉のまちづくりに向けた多様な県民参画の推進

>>P5.6

重点目標

● 基本方針に基づいて、この3年間で重点的に取り組んでいく活動内容について定めています

推進項目

● 重点目標を達成するための具体的な取り組み内容を示しています（整備及び数値目標）

到達目標

● この3年間の取り組みによって、達成すべき目標を「数値目標及び整備目標」として示しています

2

福祉サービス利用者のエンパワメントを活かせる環境づくり

>>P7.8

3

社会福祉事業経営に関する指導及び助言・支援体制の強化

>>P9.10

4

福祉を支える人材の確保と資質向上

>>P11.12

5

地域福祉推進のための基盤・体制整備

>>P13.14

福祉のまちづくりに向けた

"誰もが安心して豊かに暮らせる福祉のまちづくり"を進めるためには、地域が抱えている様々な生活課題について、そこで暮らす人々が自らの問題として考え、話し合い、関係者と協力して問題解決に向けた活動を行っていくことが必要になります。

岡山県社協は、県民の主体的な参画による福祉活動を推進するために、市町村社協を中心に、ボランティア・NPO法人、社会福祉施設など多様な関係機関・団体との連携・協動のもと、その基盤の充実と条件整備を進めます。



多様な県民参画を進めます

地域住民の身近な生活圏での「県民参画」の促進

1
重点目標
推進項目

具体的な事業

■小地域福祉活動の推進基盤の確保

- * 在宅福祉開発推進委員会の開催
- * 福祉委員リーダー養成研修会の開催
- * 市町村社協合併支援本部設置による社協合併協議会への個別指導・支援

到達目標

整備及び数値目標(3年後の到達目標)

- * 地区社協の整備(全ての市町村社協)
- * 福祉委員制度の整備(全ての市町村社協)
- * 合併後の支所機能の確保
(全ての支所での地域福祉推進部門の設置)

■小地域単位での住民福祉活動の推進

- * 子育てサロン推進連絡会の開催
- * 「ご近所福祉ネット」(仮称)普及啓発研修会の開催

- * 子育てサロン活動の推進(県内120ヶ所)
- * 「ご近所福祉ネット(仮称)」づくり運動の提唱(県内250ネット)

ボランティア・NPO法人や社会福祉法人の 福祉のまちづくりに向けた「県民参画」の促進

2
重点目標
推進項目

具体的な事業

■総合的ボランティアセンターの促進

■社会福祉法人の地域貢献活動の推進に向けた取り組みの協働開発

到達目標

整備及び数値目標(3年後の到達目標)

- * 総合的ボランティアセンターへの名称変更
(県内社協の50%)
- * 地域貢献活動の推進(1法人1施設 1実践)

計画づくりへの支援を通じた「県民参画」の促進

3
重点目標
推進項目

具体的な事業

■地域福祉活動計画の策定推進

■市町村地域福祉計画の策定に向けた支援

■計画策定に向けた支援体制づくり

到達目標

整備及び数値目標(3年後の到達目標)

- * 地域福祉活動計画の策定(県内社協の50%)
- * 小地域単位の地域福祉活動計画の策定
(1社協モデル指定)
- * 行政・社協の協働による市町村地域福祉計画の策定(モデル指定1ヶ所)
- * スーパーバイザーの養成(県内5名)

多様な福祉学習のノウハウ開発・提供による「県民参画」の促進

4
重点目標
推進項目

具体的な事業

■福祉学習活動プログラムの開発・普及啓発

- * 在宅福祉開発推進委員会の開催

到達目標

整備及び数値目標(3年後の到達目標)

- * 参加型福祉学習プログラムの開発(1プログラム)

利用者本位の福祉制 度の確立に向けて、 福祉サービス利用者。 エンパワメントを活かせる 環境づくりを進めます

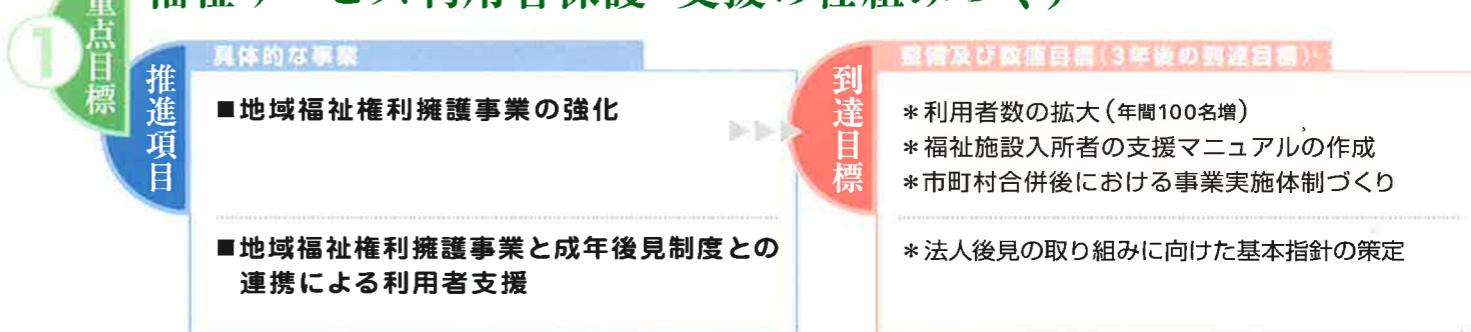
福祉サービスの利用が契約制度に移行するなかで、利用者と提供者との対等な関係づくりに向けて、福祉サービスの適切な利用を支援するための取り組みが不可欠になっています。

岡山県社協は、利用者自らが持つ「生きる力」や「生きていくための能力」を最大限活かして自己選択と自己決定を支援し、県民の誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを進めるために、地域福祉権利擁護事業や第三者評価事業などの強化をはかります。



2 福祉サービス利用者保護・支援の仕組みづくり

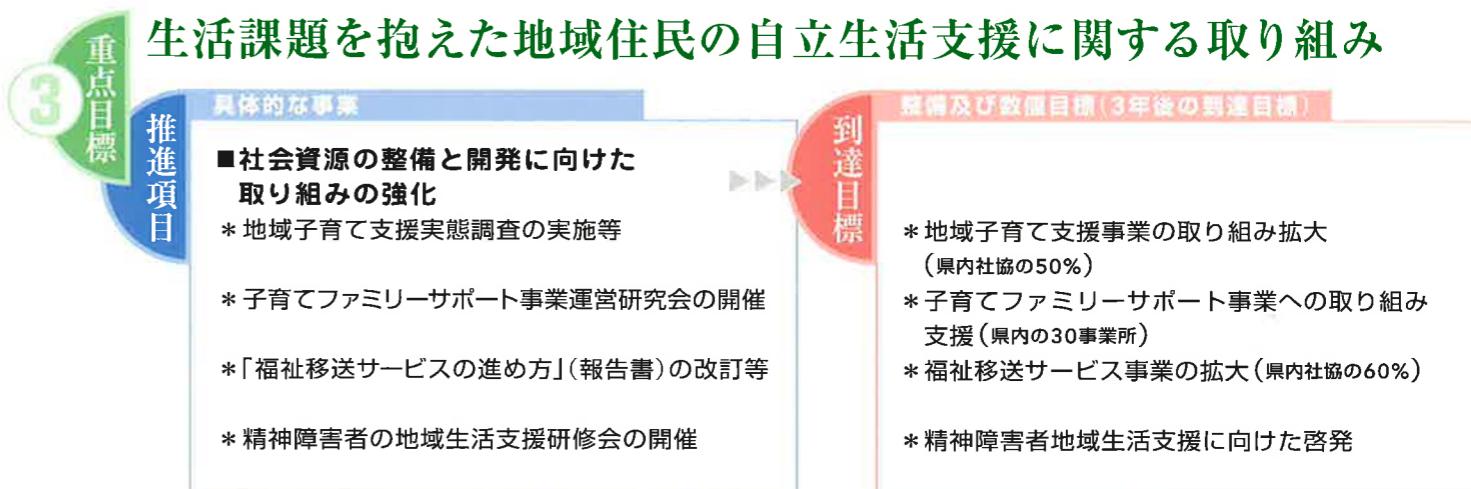
1 福祉サービス利用者保護・支援の仕組みづくり



2 福祉サービス利用に関する選択の仕組みづくり



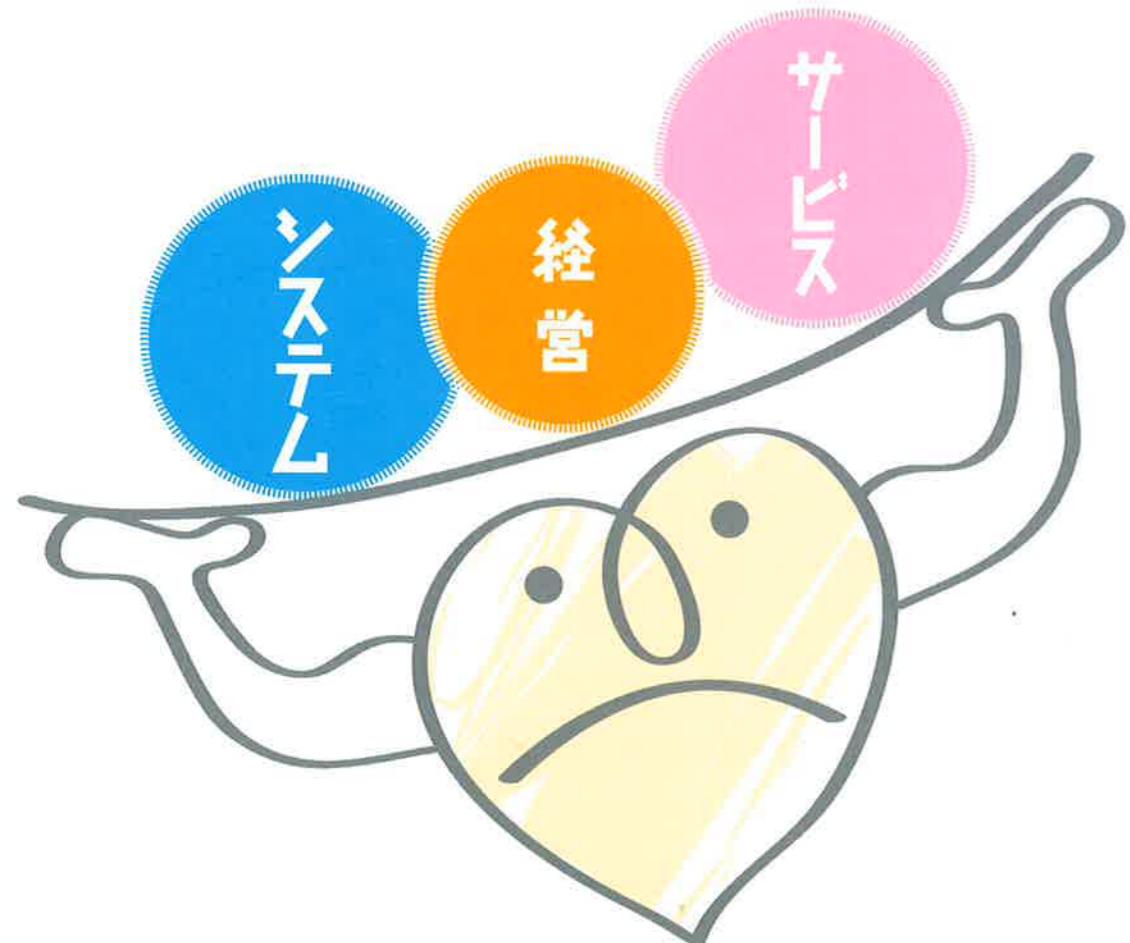
3 生活課題を抱えた地域住民の自立生活支援に関する取り組み



福祉サービスの質を高め に関する指導及び助言・支援

福祉サービス利用者と提供者との対等な関係に基づき、適切なサービスの選択を支援するための環境づくりに向けて、福祉サービスの質と量の確保が求められています。

岡山県社協は、利用者のニーズに基づくサービスの拡充をはかるため、第三者評価事業への取り組みや社会福祉事業の経営に関する指導や助言、支援体制の強化を進めます。

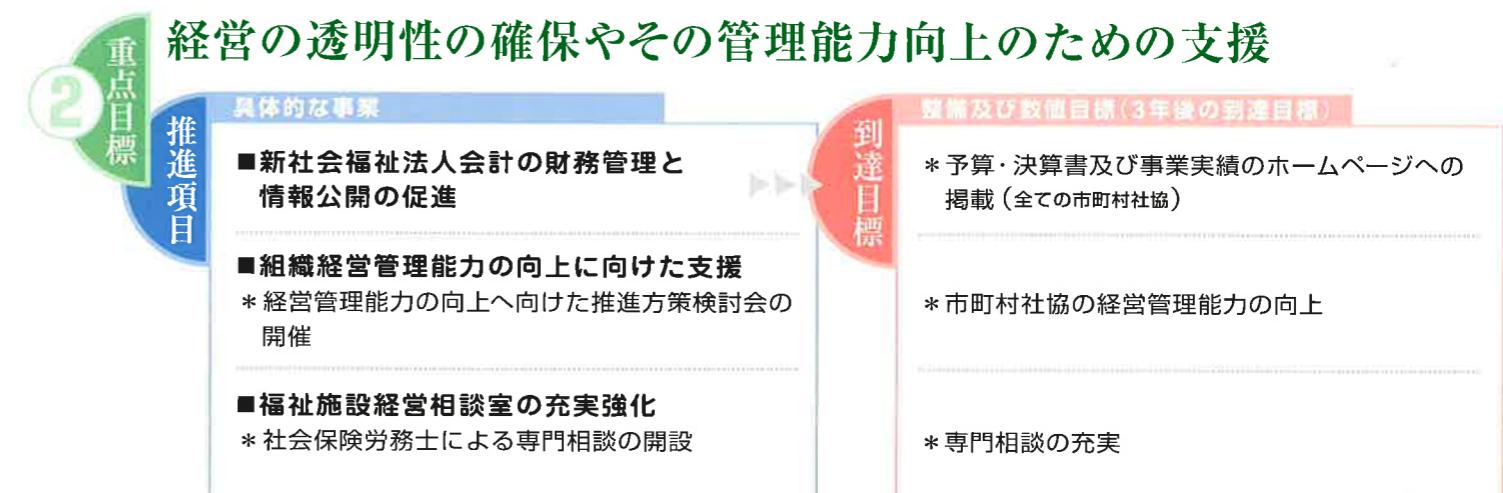


るために社会福祉事業経営に 体制の強化をはかります

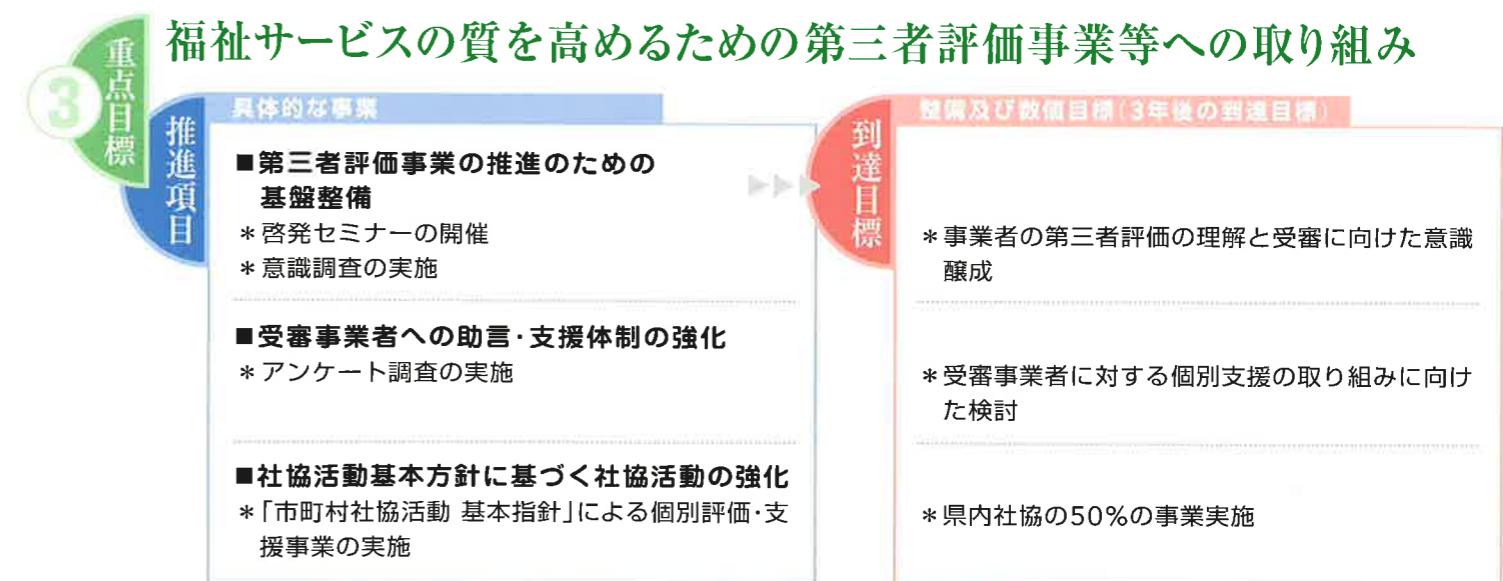
福祉サービス利用者と提供者の対等な関係づくり



経営の透明性の確保やその管理能力向上のための支援



福祉サービスの質を高めるための第三者評価事業等への取り組み



福祉を支える人材の確保

地域福祉を推進するためには、県民の主体的な参画による福祉活動の展開を促進するとともに、福祉専門職によるサービスの充実をはかることが不可欠となります。

岡山県社協は、福祉を支える専門職の安定的な確保と質の高いサービス提供を支援するために、福祉人材の発掘や就労斡旋、養成・育成のための活動を強化するとともに、福祉人材の定着化に向けて魅力ある職場づくりを支援するために、各種福利厚生制度の充実強化をはかります。

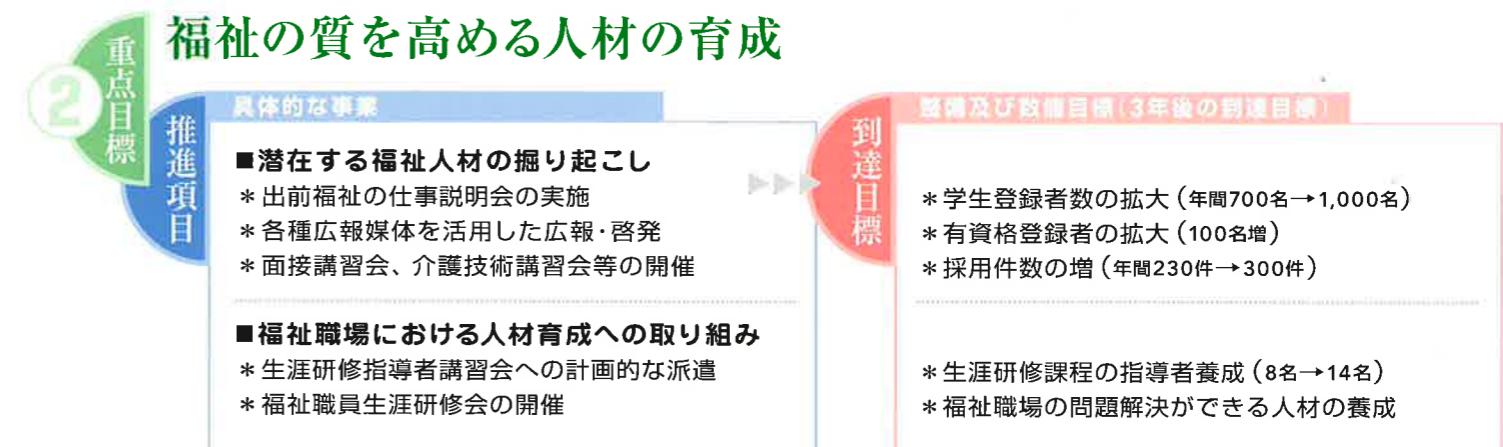


と資質向上をはかります

福祉サービスの質の向上に向けた効果・効率的な研修体制の確立



福祉の質を高める人材の育成



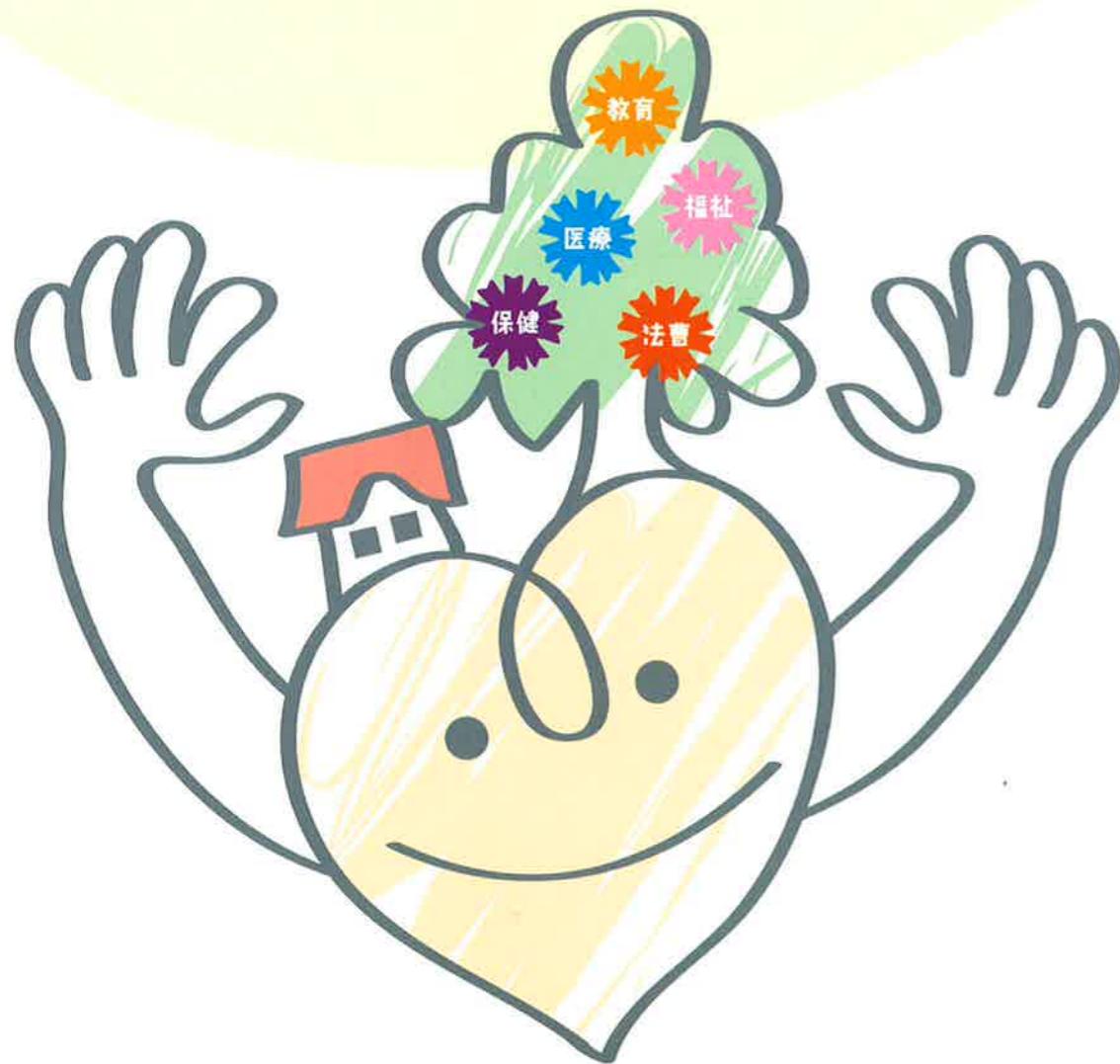
福利厚生制度の充実強化と加入促進



地域福祉推進のための

福祉・保健・医療・教育・法曹など地域の幅広い関係者との協動のもと、地域福祉を総合的かつ効果的に推進するためには、県域の地域福祉を推進する専門機関としてその機能を十分に発揮することができるよう、組織体制の強化や基盤・体制整備をはかることが重要になります。

岡山県社協は、総合相談・情報提供活動や民間性・公共性を活かした活動を展開するための財政基盤の強化をはかるとともに、地域福祉を推進する指導的な役割を担う事務局職員の育成に努めます。



基盤・体制整備をはかります

効果・効率的な事業推進に向けた事務局体制の整備



相談・情報提供機能等の強化による地域福祉推進の拠点づくり



地域福祉推進のための財源基盤の強化



事務局職員の資質向上

